

国の電気料金激変緩和措置事業（国による電気・ガス料金支援について）

当社は、国の「電気・ガス料金支援事業」※1に参加し、以下「3. 適用期間」の電気料金において、国が定める値引き単価によりお客さまのご使用量に応じた値引きを引き続き実施してまいります。本件に関して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのお申込みは不要です。

値引き単価の詳細等は以下よりご確認ください。

1. 本事業の概要

国（経済産業省 資源エネルギー庁）のホームページをご確認ください

※1 <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

2. 対象

当社と高圧の電力契約、低圧の電力契約をされているお客さま

3. 適用期間

2026年1月使用(2026年2月検針)分～2026年3月使用(2026年4月検針)分

4. 適用内容

上記適用期間にご請求させていただく電気料金の基準燃料費調整単価（通常の燃料費調整単価）から国が定める単価を値引きし燃料費調整額を算出いたします。

5. 国が定める値引き単価

2026年1月使用(2026年2月検針)分及び2026年2月使用(2026年3月検針)分の値引き単価（税込）

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	4円50銭
	高圧で供給を受ける場合	2円30銭

2026年3月使用(2026年4月検針)分の値引き単価（税込）

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1円50銭
	高圧で供給を受ける場合	0円80銭

※特別高圧の電力契約をされているお客様は対象外となります。

<本件についてのお問い合わせ先>

キヤノンマーケティングジャパン株式会社 BtoBプリンタ企画部 オフィスデバイス企画課

電話番号 03-6719-9890 Mail: denki-kouri@canon-mj.co.jp

受付時間 9時～16時（土・日・祝日を除く）

URL <https://canon.jp/business/solution/selling-electricity>

※上記リンク先の「お問い合わせ」からのご質問も賜っております。